



民国期山西省における「村制」の導入：閻錫山の狙い

程，書嘉

(Citation)

国際文化学, 32:108-130

(Issue Date)

2019-03-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81010650>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010650>



民国期山西省における「村制」の導入—閻錫山の狙い—

The Introduction of “Cunzhi” in Shanxi Province during the Republican Period—Yan Xishan’s aim—

程 書嘉

CHENG Shujia

概要

1917年、山西省を支配した軍閥である閻錫山は、その故郷山西省で「村制」を通じて、村レベルの自治を先駆けて行っていた。本稿は、主に民国期山西省「村制」の特徴、そして閻錫山が山西省で「村制」を導入する政治的・社会的な背景を検討するものである。当時の山西省「村制」に関する文書への分析を通じて、山西省では本来中国の県の下での「里—甲」という二層構造を「区—村—閭—隣」という四層構造に再編してきたという「村制」の特徴が判明した。しかし「村制」の内容から見れば、「村制」は村を「自治」の基本単位と位置付けたが、事実上村民「自治」は限られたものである。その政治的な背景として、中央政府からの制限に抵抗するために、限界がある「里甲制」より細密的な四層構造を通じて、人口が多い農村から徴兵することは山西省の最高指導者になってから間もない閻錫山にとって最善の選択であったと考えられる。他の地域出身の政治家と違って、閻錫山が村を「自治」の基本単位とした社会的な背景には、山西省農村社会に「社」という地縁的自治システムが存在していたという伝統との関係も無視できない。

キーワード

山西省「村制」、閻錫山、「里甲制」、「社」

I はじめに

1911年10月29日の太原蜂起を経て、閻錫山¹⁾は山西省の最高指導者(都督)になった。閻錫山支配期において、山西省政府は、「用民政治」(民を以て政治を行う)というスローガンを打ち出した。その根幹になったのは、事実上「村制」の施行であった。「村制」とは主に「編村」と呼ばれる村の行政的再編成であり、すなわち自然村をより規模の大きい行政村へと改編する地方制度である。閻錫山本人の話によれば、「五年間で、教育の普及、経済の回復、戸籍の編成などすべてのことを行うのは、「村制」がなければ、実現できない」ということであった²⁾。

周知のように、中国史上の各王朝の政権は、県の下に農村社会に正式な行政機構を置かなかった。これに対して、民国期の山西省では、「村制」の施行を通じて、農村社会を正式に行政体制に編入してきた。これは、中国史において画期的なこととして広く注目を集めている。事実上、胡適も、農村の再建に乗り出す梁漱溟ら知識人たちも、1920年代末から山西省の「村制」を参考にしようと調査研究を行い、それ以前より他省からの視察団なども訪れていた。また、1920年代末からの南京国民政府の地方制度も明らかに山西省の制度をモデルとしている³⁾。これは、民国期に入ってから、「村制」の施行が山西省社会の近代化のプロセスにおいて、大きな成果を上げたことを証明している。そのような意味でも、中国における農村社会が正式に行政体制に編入された最初の制度として民国期山西省の「村制」に注目する価値があるだろう。

それに対して、従来の研究において民国期における山西省の「村制」は十分に扱われてきたとは言えない。中国における研究として、韓玲梅の『閻錫山实用政治理念与村治思想研究』、李徳芳の『民国郷村自治問題研究』などがあげられるが、そのほとんどが山西省「村制」の内容、行政システムおよび「村制」の成果の説明にとどまり、「村制」の提起と民国期山西省農村社会構造との関係を研究したものはほとんどなかった⁴⁾。

また、中国出身で日本在住の研究者である黄東蘭がその大作『近代中国の地方自治と明治日本』において山西省の「村制」に触れ、第十章の「民国期山西省の村制と日本の町村制」では、「山西省の村制は本質的に、閻錫山が自らの軍閥支配の基盤を強化するために作った制度である」と鋭く指摘した⁵⁾。この点は閻錫山が山西省で「村制」を導入する原因について本研究にとって一つの手掛かりを示唆した。しかし、「村制」の具体的な内容を取り上げて、当時の山西省農村社会の状況という視点から分析することについては不十分であった。また、日本における研究として、竜田豪の「近代中国の国家と社会—山西の村政にみる農村への権力浸透」が取り上げられる⁶⁾。竜田豪論文の優れたところは、権力の社会への浸透という視点から、山西省の「村制」が導入された後の農村社会の実態を分析した点である。これは、本研究にとって重要な視角を提示するものである。しかし、竜田論文ではやはり閻錫山が山西省の農村部に「村制」を導入した原因についての分析がなかった。

以上のほかに、アメリカ人学者 Philip A. Kuhn は論文「閻錫山と政治現代化」を発表している⁷⁾。この論文では山西省の「村制」と清末地方自治を比較して「村制」の性質を検討し、山西省の「村制」が清代の「里甲制」を複製して税収を拡大するために施行された制度であると強調している。しかし、この研究はほとんど一次史料を使っておらず、ほぼ推論の域を出ることがなかった。たとえば、もし「村制」が「閻錫山が税収拡大のために施行された制度である」と断定するならば、なぜ閻錫山はわざと自治の名を借り、「村制」を施行しなければならないのか、それに対する分析も不十分である。

山西省における伝統的な農村の構造に関しては、中村治兵衛の「清代山西の村と里甲制」がある⁸⁾。中村論文は清代山西省農村社会における「里甲制」を十分に検討したにもかかわらず、「里甲制」の限界、特にその限界と「村制」の導入との関係についての分析はなかった。

総じて言えば、先行研究は、「村制」の内容と「村制」の特徴に力点を置いており、権力の社会への浸透という視点から「村制」の実態を分析することに注目していたが、「村制」

の推進役である閻錫山が「村制」を導入した背景、とくに「村制」の導入と閻錫山の留日経験、当時の山西省の政治的情勢及び農村社会の状況との関係についての先行研究はほとんどなかった。換言すれば、「村制」に対する多くの先行研究はイデオロギーが先行し、「用民政治」の内容、「編村」の過程、村長選出のプロセスに対する綿密に分析するものは一切なく、閻錫山が「村制」を通じて、税収を増し、権力を農村部まで浸透させたことの強調に始終した。これによって、「村制」の意義に対する正確な評価だけではなく、「村制」の内容の説明さえできていないと言える。

そこで、先行研究では触れられていないこれらの疑問に対し、本稿では、主に当時の山西省政府の「村制」に関する史料を利用して「村制」の特徴を究明する上で、当時の山西省の政治的情勢と農村社会構造に焦点を合わせ、軍閥としての閻錫山が山西省の農村社会に「村制」を導入する政治・社会的な背景、きっかけおよびそのきっかけの意義を明らかにすることを目指す。

以上の問題を解決するため、本稿では、以下の4種類の史料を利用する。

史料①：「村制」に関する史料である。中国第二歴史檔案館「山西省試辦村区制相關文件」(1919年5月24日)『北洋政府檔案』全宗号125、内務部第5冊。

この史料は筆者自身が南京の中国第二歴史檔案館で入手した未公刊資料であり、従来の研究で使用されたことのないものである。それは主に当時の山西省政府が北洋政府内務部に提出した「村制」に関する公文書であり、その内容の信憑性が高い。

史料②：閻錫山に関する史料である。閻伯川先生紀念会編『民国閻伯川先生錫山年譜』。閻伯川先生紀念会編『閻伯川先生要電録』。閻錫山『閻伯川先生言論輯要』。閻錫山『治晋政務全書初編』。

これらの史料は、閻錫山の数十年の生涯、言論及び他の人との電報をまとめたものである。これらはすべて閻錫山の部下によって編成されるものであったため、その内容の信憑性をもう一度確認する必要があるが、閻錫山の思想と生涯をある程度反映したものだと考えられる。

史料③：山西省の村落に関する史料である。中国農村慣行調査刊行会編(1958年)『中国農村慣行調査』第六卷。成文出版社編『太原県志』道光六年(1826年)。

『中国農村慣行調査』は1940年から1944年にかけて河北省、山東省および山西省のいくつかの農村地域を対象として行われた調査である。従来の華北農村についての研究では、『中国農村慣行調査』の中の河北省や山東省に関する調査資料を十分に取り上げたが、山西省に関する資料がほとんど使用されない。『中国農村慣行調査』の第六卷は民国期山西省村落に関する史料や聞き取り調査を多く含んでいる点で貴重なものと言える。しかし、調査員はほとんど日本人であり、しかも調査は1941年8月1日から8月15日までの15日間のみ短期間であるため、現地の旧習慣、伝統などについて十分に把握できたとは思えない。そこで本稿では現地の「地方志」史料と本『中国農村慣行調査』の両方を使って山西省村落の実態をより詳しく検討するものである。

史料④：山西省の「社」に関する史料である。張之洞「晋撫張之洞疏陳晋省通行保甲並請飭部定就地正法章程」『張文襄公全集』第6卷。劉大鵬『退想齋日記』。

山西省の伝統的地縁組織である「社」を究明するために、以上の史料を取り上げている。

従来の山西省「村制」に関する研究は、山西省の社会的な背景から検討するものがないため、以上の資料がほとんど使用されない。

II 二層構造から四層構造への行政システムの再編

2.1 「村制」の導入と山西省農村社会の再編成

1917年10月、山西省政府は「山西各県村制簡章」を公布し、「村制」を正式に導入した。「山西各県村制簡章」は五つの章に分けられた⁹⁾。第一章は「総綱」であり、「村」を「自治」の基本単位として農村部における行政システムを再編することについてである。第二章は「編制」であり、すなわち「編村」と呼ばれる農村社会の行政的再編成を通じて、自然村をより規模の大きい行政村へと改編することについての詳細な基準を明示するものであった。第三章は「村長・副村長の被選挙資格と選任」である。第四章は「村長・副村長の職務」である。第五章は「村の費用」である。

その中で、もっとも基本的な部分は、言うまでもなく「編村」である。「編村」について、孟令梅・肖立輝によれば、一つの「村」を300戸にし、村長、村副（副村長）を一人ずつ置き、300戸以上の村であれば、村副を一人増やし、300戸以下の村であれば、村長だけを置くと言う¹⁰⁾。しかし、黄東蘭は、「編村」は「住民百戸以上を一つの編村とし、百戸以下の村の場合は、県知事が主村を指定し、その周辺のいくつかの小さい村と連合させる」ものとした¹¹⁾。そして、筆者が「各県村制簡章」、「修正山西各県村制簡章」¹²⁾を参照したところ、1917年10月に公布された「各県村制簡章」によれば、「村」を300戸にし、「村」に村長、村副を設置している。また、300戸以下の村落は複数の村を併合して一村とし、中心となる村を「主村」として、村副たちがそのほかの「附村」をそれぞれ担当するという規定であったことがわかる。しかし、1919年、趙戴文によって、北京政府内務部に提出された「修正山西各県村制簡章」によれば、この300戸という基準は100戸に引き下げられることになった¹³⁾。つまり、村の規模は、前期は300戸とされたが、後に100戸にまで縮小した。

では、なぜ村の規模はこの300戸から100戸に引き下げられたのか。その理由は二つあると考えられる。第一は、山西省の自然村は本来零細であり、しかも山岳地帯に分布するためである。つまり山西省には山村が多かった。例えば、太谷県では約372の自然村に25557戸があった。一つの自然村は平均68.7戸であり、300戸を一つの「村」として編成することは多くの困難を伴う¹⁴⁾。そして、もう一つの理由は、複数の自然村を併合する「聯合村」は、はたして一つの政治単位として機能することができると疑われたためである。そして、「村制」が推進される過程で、この疑問がますます問題視されていった。1918年11月、つまり「村制」の施行から1年間を経て、山西省政府は「山西村政綱要」を公表した。以下のように述べている。

区を設置する主旨：村制がすでに施行されており、地方行政も相次いで実行されているようだ。しかし、一つの県は大きすぎ、また村落は零細である。そのため、村長及び副村長の数が多くなり、一つの県に数百近くに至った。県知事は一人でそれを監督

することが実に難しい。山西省の県は山村が多く、政策の伝達も不便である。ゆえに、県知事の下に一つの行政機関を設置することが必要である¹⁵⁾。

ここから見ると、1918年の時点で山西省において、一つの県の中で、数百の行政村が編成されたことがわかる。しかし、県知事が政策を速やかに各村へ伝達することは相変わらず困難であった。そこで、この問題を解決するために、1918年11月、山西省政府「山西県地方設区暫行条例」を發布し、「県」と「村」の間に「区」を設置することを決めた¹⁶⁾。一つの県は、たいてい三区から六区に分けられた。さらに、「村」の下に「閭」と「隣」という下部組織が編成された。閻錫山の話によれば、山西省の「村制」における「閭」と「隣」は、中国の伝統的「閭隣制」に倣って成立していた¹⁷⁾。

村制が実施された後、各県における村落の編成は聯合村が大半である。一つの県は、大きいものは十万户を越え、小さいものは五、六万户である。一県のことを自分の手の掌を見るように管理するのは実に簡単ではない。戸の上に隣をおき、隣の上に閭を置けば、上下が相通じ、体が腕を使い、腕が指先を使うようになる。これは一県の政治の基礎となる¹⁸⁾。

以上のとおり、行政上の意志をより早く村民に伝え、より円滑に執行するために、1918年10月に「修正郷村編制簡章」が公布され、さらに閭と隣が設置された¹⁹⁾。隣接する5戸を隣とし、隣長を設置した。25戸を閭とし、閭長を設置した。こうして、県の下に「区—村—閭—隣」という四層構造の行政システムが完成したのである。

ところで、周知のように、中国史上の各王朝の政権は、県の下での農村社会に正式の行政機構を置かなかった。中国の地方行政として、清代には基本的に省—府—県という三層構造であり、省と府の間に監察機構として道が設けられた。行政の末端機構は県および県と同級の州である。では、農村社会に対して、各王朝はどんな形でその権力を浸透させたのか。山西省の農村部では、唐代に「郷里」、宋代に「保甲」、元代に「社」、明代に「里甲」・「保甲」、清代に「里甲」または「都甲」などのように政府公認の村民自治システムが編成された。「里甲」が平陽など山西省南部地方に多いのに対し、「都甲」は太原市を中心とする中部から北部地方に多く分布し、地域的によって呼称の違いが見られた²⁰⁾。

ここから分かるように、民国期山西省における「村制」の最も重要な特徴は、「編村」を通じて、本来県の下で存在する「里・甲」または「都・甲」という二層構造を細密化・画一化し、本来山西省の農村部で行政単位ではなかった「村」を行政単位として導入したことを通じて、山西省の農村社会を「区—村—閭—隣」という四層構造の行政システムを再編成していったことである。

では、閻錫山はなぜ「村」を行政単位として導入することに思いついたのか、それは彼の日本留学経験²¹⁾に由来するものであった。閻錫山は「関与村編成之談話」の中で、「村の編成は日本の町村制に倣うものである」と述べていた²²⁾。以下の点からも、「編村」と明治日本の郡区町村編制法との類似性を見ることができる。

日本では、郡区町村編制法が1878年に公布された。その主旨は、戸籍法により設置され

た大区、小区を廃止し、代わりに、従来の郡、区及び町村を復活させ、これを地方行政の単位とすることである。この町村は明治政府が大規模な町村合併を経て作った行政村のことであった。明治政府は一町村三百戸ないし五百戸を標準として、強制的に町村編成を行い、町村に戸長を置いた²³⁾。つまり、明治日本の「町村制」と同じように、民国期山西省の村は従来の区域をそのまま村の区域とするものではない。「編村」を通じて、閻錫山は大規模な自然村の合併を行い、村の数を減らしたのである。

2.2 「村」の役割から見る閻錫山の狙い

では、閻錫山が「村制」を山西省で導入した目的はなにか。先行研究は、「権力の社会への浸透」、「閻錫山が自らの軍閥支配の基盤を強化するために作った制度である」と指摘しているが、「村制」の内容・特徴に対する綿密な分析をするものはほとんどなかった。それに対して、筆者はまず「村制」に規定される「村長の資格」と「村長の職務」から「村」の役割を検討していく。

「山西各県村制簡章」の第三章によれば、村長の被選挙資格の条件は主に3つあった。すなわち、第一に村の住民で満三十歳以上の者、第二に読み書き能力がある純朴で公正な者、第三に千元以上の固有財産がある者、である²⁴⁾。一見すると、山西省政府の定めた「読み書き能力がある純朴で公正な者」という規定には極めて抽象的なものである。しかし、当時識字率がまだ低い山西省農村社会では、三十歳以上の者になれば、科挙試験（科挙制の廃止は1905年のことである）を受けている可能性があった。しかも、「千元以上の固有財産」という規定があることから、科挙経験を有する「紳士」または富商などを村長にする狙いがわかる。

「山西各県村制簡章」では、村長の選挙の際に、区長の出席が必要とされ、村民によって複数の村長の候補者を選ばせ、その中から県知事によって適任者を選任するという規定もあった²⁵⁾。しかし、この時点では、「村」の議会がなく、「山西各県村制簡章」では実際に「村制」を運営する村長の候補者がどのように選ばれるのか、についての言及はなかった。ただし、村長は県知事によって選任することから、自治の基本単位である村のリーダーの選挙は、上級政府による監督を受けていたことがわかる。つまり、村を「自治」の基本単位として規定したにもかかわらず、「村長の資格」からみれば、山西省の「村制」における村民「自治」は極めて限られたものであった。

閻錫山による山西省における「村制」の導入は、実は村民による「自治」という大義名分の下で行われるものであった。「山西各県村制簡章」の第四章によれば、村長の職務は四つの部分に分けられた。1、官庁からの委託事務の処理、2、村内の自治事務を行うこと、3、村民の意思を官庁に上達させること、4、職務の執行状況や村内のでき事を官庁に報告することであった²⁶⁾。すなわち、山西省「村制」による村長の職務は上級政府から委託された事務を処理することと同時に、村内の「自治」事務を行うことであり、二重の役割を果たすものであった。それについて、閻錫山は以下のように述べている。

私（閻錫山）は民政を管理する初期段階において、村本主義に基づいて、村制を打ち出し、村の境をはっきりさせた。各村に村長、村副を任命し、官庁の委託事務の処理

及び村の自治事務を行うと規定する。……村制の組織は完全なもので、有機的に運営されている。すべての村が自治の権力を持つ²⁷⁾。

ここから二つのことが分かる。第一、閻錫山が考えた「自治」は、「村」を地方自治組織としても認め、その上に条例規則の制定権を与え、各村の村民が自ら村の事務を処理することである。第二、村は村内部の事務を処理することだけではなく、官庁の委託事務も処理しなければならないということである。つまり、「村制」でできた「村」は自治組織としての地位が与えられている一方、行政の末端組織でもあり、行政機構と住民の地域組織という二重の性格を持っていた。

では、閻錫山はなぜこのような二重の役割を演じる「村」を設置することと意識していたのか。その理由は、日本での留学経験を持つ彼²⁸⁾が明治日本「町村制」の影響を受けたためであると推察できる。亀卦川浩の研究によれば、明治地方制度の特徴の一つは、国と地方団体とがはっきり区別されておらず、国の地方行政上の区画と地方公共団体の区域が一致するいわば国と地方団体の一体化である²⁹⁾。上子秋生も、「当初は、町村については、純粋に地方自治体とし、国の事務の執行はさせないことが構想されたようであるが、実際の法律の施行時には、戸長には、自治体の長と国の地方行政機関の長という二つの性格が併せ持たせられることになった」と指摘している³⁰⁾。これらのことから、「村制」による「村」の役割は明治日本の町村に相当しており、両者の地位も同じものであったことがわかる。すなわち、本来「村」という行政単位のない山西省は明治日本の「町村制」のまねをして、復活した「村」を農村部に導入したのである。

「山西各県村制簡章」の第一章も、村を自治の基本単位として位置付けた。一見すると、閻錫山の目的は村レベルの自治を山西省農村社会に導入することにあつたように見えるが、しかし、以上の検証から、この時点で閻錫山が目指した村レベルの「自治」は完全に村民に任せるような自治ではなく、日本の「町村制」のように、「村制」を通じて、山西省政府の行政事務を村に分担させる意味での「自治」であつたことがわかる。換言すれば、閻錫山が「村制」を導入する真の目的は「自治」の名を借り、里—甲という二層構造をより細密化・画一化した「区—村—閭—隣」という四層構造の行政システムに再編し、従来政府権力の真空地帯である農村社会をコントロールすることであつた。

以上のことから、確かに先行研究の述べたように、閻錫山は軍閥として、自分の支配を強化するために、「村制」を通じて権力を村まで浸透させようとしたことがわかる。しかし、なぜ閻は「村制」が権力を村まで浸透させる有効な手段だと思いついたのか、先行研究ではほとんど言及されていなかった。これを究明するために、「村制」に大きな影響を及ぼした閻錫山の日本模範村の視察、当時の山西省の政治情勢及び農村社会の構造を分析しなければならない。

III 農村社会に対する関心と閻錫山支配の危機

3.1 農村社会に対する関心

では、閻錫山はなぜ1917年に「村制」を導入しはじめたのか、その背景にあるのは、当

然この年の山西省の軍権を掌握していた閻錫山が民政の長である山西省省長に就任したことであった。中華民国樹立後、多く地域は事実上地方軍閥の支配下にあった。袁世凱の死後、北洋軍閥内部の派閥闘争が激しくなり、その後、北京政府は1919年から「県自治法」、「市自治法」、「郷自治法」を引き続き発布したが、中央政府の実質的な支配地域が限られていたため、全国統一の制度としては実施されなかった³¹⁾。しかし、山西省の権力は軍閥割拠の状態を前提として成立したために、中央政府と異なる地方自治の展開を可能にする条件を備えていた。

注目すべきは、民国期初期、地方自治の思想が全国で盛んになったにもかかわらず、村レベルの自治制度が山西省以外で施行されなかったことである。中華民国成立後、袁世凱は1909年から相次いで公布された清朝の「城鎮郷地方自治章程」「府庁州県地方自治章程」を引き継ぎ、全国で地方自治制度を施行した³²⁾。地方自治の基本単位とした城鎮郷の区域について、「城鎮郷地方自治章程」では、府、庁、州、県機関の所在地が城、人口五万以上の場合は鎮、五万以下の場合は郷と規定され、いずれも「各地方固有の境界を基準とする」とされた³³⁾。しかし、1914年2月、袁世凱は「停弁自治機関令」を発布し、自治機関による捐税の不正徴収を理由に、地方自治を全面的に禁止することを命じた。袁世凱の死後、北京政府は1919年に「県自治法」、1921年に「市自治法」「郷自治法」を発布したが、それによって地方自治の基本単位が「市」と「郷」になった。市と郷の区域について、「市郷自治法」では、人口1万以上の場合は市、1万以下の場合は郷と規定された³⁴⁾。つまり、袁世凱とその後の北京政府による「地方自治」の視野にあるのは、県と郷レベルの自治であった。

一方、革命派の指導者である孫文も、地方自治に対して強い関心を持っていた。1918年、孫文は日本へ視察に向かう部下たちに、「日本の地方政治の基礎は地方自治制度の施行である。日本の強国は、地方組織の完備にある」と言及した³⁵⁾。しかし、1920年、孫文が作った「地方自治開始実行法」では、「地方自治の範囲は、一県を以て其の充当区域と為す、若し一県を其の区域と為し得ざるときは、数村を合し、四五里平方の田野を之に附し、一試験的実行区域と為すべきである」となっていた³⁶⁾。すなわち、孫文が考えた地方自治の基本単位は県である。

以上のことから、北洋政府や革命派による地方自治思想は国家権力を村レベルに拡大するという考えがいずれにもなかったことがわかる。それを背景として、民国初期において、山西省を除いて、北洋政府の支配地域も革命派の支配地域も村レベルの自治が導入されたことはなかった。民国期に中央政府から「自治模範省」の称号を与えられた省はただ二つだけである。ひとつは広西省であり、もう一つは山西省であった。しかし、広西省の村レベルの自治の施行は、1934年8月に公布された『広西省建設綱領』によってはじめられたものである³⁷⁾。そして、梁漱溟を中心として展開された有名な山東省の郷村自治運動も1930年代以降のものであった³⁸⁾。

一方、閻錫山は一足早く村を政治的基本単位とすることを考え、次のように述べていた。「省の事を考えると、その構成する政治的単位として家族なら小さすぎる。村規模を超える単位であればまた大きすぎる。村は村民の生活基盤であり、共同社会として生活の最適な単位である。そのため、行政は村を、その基本単位にするほかはない」³⁹⁾。そこで、閻錫

山は山西省で早くも1917年から村レベルの自治を先駆けていた。つまり、当時の他の省と異なり、「村制」によって村を政治的基本単位としたことは、民国初期山西省における「村制」のもう一つの重要な特徴であると言えよう。

では、民国初期に活躍した多くの政治家の内、なぜ閻錫山のみが村落まで権力を浸透させるというシステムを思いついたのか。先行研究はすでに日本の「町村制」から着想を得たという点を指摘したが、日本で軍事学を学んだ閻錫山がどのように日本の「町村制」と接触したのか、についての研究がほとんどなかった。

注目すべきは、ほかの政治家と違って、閻は日本の自治模範村を視察したことである。このことについて、閻は次のように述べている。

昔日本に石花菜(紅藻類の海藻であり、肥料、寒天の原料として用いられるものである。天草とも呼ぶ)を生産する稲田村という村があった。村民は皆怠け者で、石花菜に砂を混ぜたり、商品の分量を不足させるなどのことをやっていた。そのため、この村は周囲から「悪い村」と呼ばれていた。ある村長が就任すると、村の状況に心を痛ませて、石花菜の信用を回復させるための努力をした。村長は村人を率いて、厳選した石花菜を安い値段で売り続け、数年後その村の石花菜は飛び切り売れるようになった。そして、村長は石花菜の商売で儲かった金を村の教育に当て、高い賃金で優秀な教師を招き、学校のあらゆる設備も善美を極めさせた。……だから村の実業や教育はすばらしい成績をあげ、人心風俗も完全無欠となった。これらはすべて村長のおかげであった。日本政府もこの村を褒め、模範村と名を改めさせた。稲田村の成果について、私は日本にかつてその村を視察した人から聞いた。(そのため)自ら稲田村を視察することにした⁴⁰⁾。

明治期日本の自治模範村とは、明治38年前後日本政府が「市町村制」を実施する過程において、治績が顕著であった村を「自治模範村」として宣伝した村のことである。その中で、もっとも優秀な三つの村である静岡県賀茂郡稲取村、千葉県山武郡源村、宮城県名取郡生出村は「自治の三模範村」として政府から表彰された。閻錫山が視察する「稲田村」は、明治期の自治模範村に関する資料の中には見つからなかったが、1906年に出版された『自治之模範』では、「明治二十二年、町村制実施ニ際シ、選バレテ稲取村長ナル、是ヨリ先キ翁ハ稲取村ノ特産物タル石花菜ノ製法甚ダ不良ナル為メ、其価格ノ極メテ低廉ニシテ、年々ノ純益五百円以上ニ上ルコト稀ナルヲ歎キ、之ガ改良法ヲ研究シ……結果、全ク改良ノ実効ヲ奏シ、此の石花菜の改良コソ真ニ稲取村ノ財政ヲシテ、今日ノ富饒ヲ至シタル所以ノ第一要素デアル」と記述している⁴¹⁾。このことから、閻錫山が視察する「稲田村」は実は稲取村であったことがわかる。

閻錫山の記述から、彼が関心を持っていたのは、明治日本の「町村制」がもたらした役割であることがわかる。また、「町村制」がもたらした役割について、閻錫山に深い印象を与えたことは、村の実業、教育及び村長の役割などのことである。事実上、これらのことは、後に「村制」を実施する過程において彼が最も重視することであった。例えば、村長の役割、村の実業と教育などを重視することから⁴²⁾、その視察が閻錫山に大きな影響を与

えたことがわかる。このように、閻錫山は軍事学の学生であったが、日本の自治模範村への視察から村レベルの自治の役割を学んでいた。そして、その視察も後に彼が農村を重視する背景となったことである。

3.2 閻錫山支配の危機

では、なぜ閻錫山は山西省に「村制」を導入するようになったのか。それは、当然山西省自身の政治的情勢と関連する。そこで、まず「村制」が施行される前の山西省の政治過程を振り返ることにする。

1911年10月29日に山西省で太原蜂起が起こり、閻錫山は山西省の最高指導者になった。1912年3月袁世凱は中華民国臨時大總統に就任した後、閻錫山を山西都督に任命した。しかし、民国に入ってから、北京政府は地方軍閥の権力を制限するために、清朝の「軍民分治」という制度を継承し、都督を軍政、巡按使を民政とする並行的支配体制を取るようにした⁴³⁾。1913年5月袁世凱は金永を山西省巡按使に任命し、孫文が指導する同盟会の会員としての閻錫山を牽制しようとした。袁世凱の死後、北京政府は巡按使を省長に改名し、相次いで沈銘昌、孫登緒を山西省省長に任命していた⁴⁴⁾。この「軍民分治」に対して、閻錫山はかなりの不満を持っていた。その根拠として、閻錫山の胡漢民への電報の一部を取り上げよう。「軍民分治が施行された後、山西省における内政面の改革ができず、私がそれを我慢すれば、山西省の発展は進歩できず、それを我慢しなければ、中央との対立が激しくなり、苦境に陥る可能性がある」⁴⁵⁾。また、1918年、閻錫山は「用民政治計画之実現必須有精神以貫注之」の中でも、以下のように述べた。

用民政治という計画は、今作ったものではなく、数年前にもうできたものであった。当時、用民政治の施行について、私が金巡按（金永）と相談したが、彼は内政面の公務繁多を理由に、それを拒否した。その後、相次いで沈省長（沈銘昌）、孫省長（孫登緒）と用民政治に対する相談があったにもかかわらず、結果が出ていない⁴⁶⁾。

以上のことから、閻錫山は太原蜂起によって、山西省でカリスマ的権威を確立したにもかかわらず、権力が軍政面に限定され、内政面の権力がほとんどなかったことが分かる。

ここでもう一つ注目すべきなのは、閻錫山の村治理論である「用民政治」の提起である。「用民政治」とは、政府指導の下で村民の力を使って政治を行うことである。閻錫山は中国人民の知識レベルはまだ低く、地方自治の初期に政府の力で民を率いるべきであると考えていた。用民政治は、「民徳」（国民道德の基準の確立）、「民智」（教育の重視）及び「民財」（「六政三事」という農村実業の復興）という三つの部分から成り立つ⁴⁷⁾。「用民政治」の内容から、閻錫山は一人の軍閥であるにもかかわらず、山西省の発展に強い関心を持っていたことがわかる。しかし、閻錫山から見れば、北京政府から派遣された民政長は本省の人ではないため、山西省の発展に対する関心も薄く、むしろ山西省近代化の障害になっていた。そして、「用民政治」と「村制」との関連性について、閻錫山は「用民政治の構造は、一言にまとめると、行政システムの設立である。世界のすべての国家には、行政システムが細密になればなるほど政治もよくなる。……今、私が「村制」を早く施行する狙い

は、行政システムが一村も漏れずにすべての戸、人を網羅することである」と述べている⁴⁸⁾。

すなわち、閻錫山は自分の故郷である山西省の発展を実現するために、「用民政治」が必要になり、「用民政治」は行政システムの細密化を通じて始めて実現でき、行政システムの細密化はまず「村制」をその基礎としなければならない、という連鎖関係において「村制」を位置づけていたのである。

一方、北京政府の閻錫山に対する牽制は、内政面だけではなく、軍政面にも及んだ。それについて、三つの事例を取り上げよう。第一に、閻錫山の軍の指揮権に干渉したことがある。1912 年 9 月袁世凱は山西省の軍の指揮権を中央政府の手に取り戻すため、閻錫山と相談せずに孔庚を山西省陸軍第 1 師（師団）の師長に、孔繁爵を山西省陸軍第 1 師歩兵第 1 旅（旅団）の旅長に任命した⁴⁹⁾。第二に、山西省の兵力削減である。民国が成立した後、山西省の陸軍は山西陸軍第 1 師と混成 1 旅に編成された。しかし、二次革命後、袁世凱は地方の軍事権力を抑制するために、1913 年 6 月「通令裁減行政經費限制兵額文」を發布し、地方の兵力を削減しようとした⁵⁰⁾。それによって、1913 年 9 月、山西省の軍事機関である山西都督府署は、もともとの山西陸軍第 1 師と混成 1 旅が削減され、三つの混成旅に編成された。1916 年になると、山西省の陸軍は、さらに一つの混成旅、三つの混成団（連隊）、二つの歩兵營（大隊）に再編され、総兵力は一万人になった⁵¹⁾。

第三に、民政長の下に警備隊が設置されたことである。1914 年 8 月、袁世凱によって派遣されてきた金永は、山西省治安の維持を理由に、警備隊を設置し、山西省の警察権を握っていた⁵²⁾。表 1 から、1916 年 5 月まで、金永の警備隊は、警備司令部、二つの統領部、15 個の歩隊營、6 個の馬隊營から構成され、総兵力が 5600 人にも膨らんだことがわかる。

表 1 1916 年までに山西省警備隊の構成

機構名			駐屯地	人数	設置時間
警備司令部			太原	56	1914 年 8 月
南路	統領部		運城	28	1914 年 8 月
	歩隊	第 1 営	運城	300	1914 年 8 月
		第 2 営	侯馬	300	1914 年 8 月
		第 3 営	晋城	300	1914 年 8 月
		第 4 営	河津	300	1914 年 8 月
		第 5 営	虞郷	300	1914 年 8 月
		第 6 営	龍王辿	300	1914 年 8 月
		第 12 営	夾馬口	300	1916 年 1 月
		第 13 営	栄河	300	1916 年 2 月
	第 15 営	霍県	300	1916 年 5 月	
	馬隊	第 1 営	運城	180	1914 年 8 月
第 2 営		呉王村	180	1914 年 8 月	
統領部			代県	28	1914 年 8 月

北路	歩隊	第7営	代県	300	1914年12月
		第8営	得勝口	300	1914年12月
		第9営	陽高	300	1914年12月
		第10営	左営	300	1914年12月
		第11営	省垣	300	1916年1月
		第14営	天鎮	300	1916年2月
	馬隊	第3営	岱岳	180	1914年8月
		第4営	代県	180	1914年8月
		第5営	陽高	180	1915年4月
		第6営	応県	180	1916年1月

出所：北洋政府陸軍部編『陸軍統計簡明報告書』（民国5年）陸軍部印刷所、1916年。

つまり、北京政府から派遣された金永は民政の長であるにもかかわらず、警備司令部の設置を通じて、閻錫山から軍事権も奪おうとした。1917年、「府院の争い」（北京政府の指導権をめぐる、大総統と國務院総理との権力闘争）を契機として、基本的に中立の姿勢を保っていた閻錫山は、以上の三つの事を通じて、自分の軍事権も奪われる危険を感じた。彼は権力を守るために、遂に実権を握る國務院総理段祺瑞側を支持すると態度を表明した⁵³⁾。そこで、段祺瑞も閻錫山を籠絡するために、大総統の黎元洪から派遣された山西省省長孫登緒を排除し、1917年9月に閻錫山を山西省省長に任命した⁵⁴⁾。

一見すると、民国初期における山西省の民政権と軍事権を巡る権力闘争は閻錫山の勝利によって終結した。しかし、これらの事件から、政治的野心を抱いた閻錫山は、徹底的に中央政府の制限から自分の権力を固めることが一番重要であったことを認識した。彼は、また軍事力を固めることこそ、山西省支配権力の掌握になるとも意識した。そこで、1917年8月から、閻錫山は第12混成旅と本来民政長所管の警備隊を合併し、そして山西省の兵員を増加させることを計画しはじめた⁵⁵⁾。

「村制」の導入もまさにこの時点で行ったことである。では、閻錫山はなぜ兵員を増加する時点で「村制」を施行したのか。その理由は、閻錫山が執筆した「軍国主義譚」に見ることができる。

徴兵制度を順調に施行するために、以下の五点がなければならない。すなわち、第一は、国民教育の普及、第二は国民による実業の発達、第三は地方警察体制の整備、第四は地方自治の実行、第五は官吏職務の専一化、である。……地方自治の施行は徴兵制度とどのような関係があるのか。一つの県の区域が大きく、一人の県知事はすべての事務を処理する能力がない。したがって、自治の機関がなければ、地方の公益事務だけではなく、徴兵のための戸籍調査も施行することができない。戸籍調査は徴兵制度の基礎である。戸籍調査は戸籍官吏の責任であり、日本では、市町村の長は政府から任命された戸籍吏である。……つまり、徴兵制度の施行を欲すれば、まず、戸籍の調査が求められる。戸籍の調査は地方自治を施行しなければならないということであ

る⁵⁶⁾。

このことから、軍閥として閻錫山が「村制」を導入する理由は日本のように、徴兵制度を順調に施行することを目的に、「村制」を通じて、行政単位としての「村」を設置し、戸籍の調査を円滑に行うことができることにあったことがわかる。しかし、徴兵のために、政府の力で村を純然たる行政機構に編入すれば、山西省政府は本来村の内部事務を処理しなければならない。ところで、それを実行することは、当時成立したばかりの山西省政府にとって、能力もなければ、必要性もなかった。そこで、行政機構と住民の地域組織という二重の性格を持った「村」を設置し、本来村の内部事務を依然として村に任せ、そして政府の行政事務を村に分担させることこそが、閻錫山が「自治」の名を借り、「村制」を導入する本当の目的であった。

しかし、徴兵を目的とした閻錫山は、なぜ視野を村レベルに広げたのか。その理由は清代以来の農村人口の増加である。周知のように、清朝の中期から中国の人口は爆発的に増加していた。それを背景に、山西省の人口も順治十八年(1661年)の 575 万から光緒三年(1877 年)の 1643 万に増加した。その中で、農村人口は山西省総人口の 90%を占めていた⁵⁷⁾。兵員の増加を確保するために、閻錫山は当然権力を人口が多い農村に浸透しなければならなかった。

以上のように、確かに閻錫山は軍閥として、強力な軍隊を維持するために戸籍調査を通じて、徴兵制、徴税制を行うことを重視していた。しかし、前述の視察で得た感想から、閻錫山が後に山西省社会を舞台にして推進した「村制」の出発点は、まず山西省自身の農村社会の状況を変えることにあったと考えられる。

IV 民国初期における山西省農村社会の状況

4.1 「雑姓村」⁵⁸⁾が多い山西省農村における「里甲制」の限界

では、徴兵を目的とした閻錫山は、なぜ本来山西省に存在した里甲制(都甲制)を継承せず、あえて「村制」によって、山西省農村社会を四層構造に再編していたのか。それは、当然山西省自身の農村社会の状況に由来する。ここで、まず山西省の里甲制(都甲制)を検討していく。

前述のように、清代における山西省には、里甲または都甲として農村統治組織が設けられた。清代における里甲制(都甲制)の場合、賦役戸百十戸を一つの里(都)とし、そのうちもっとも賦税の多い十戸を里長(都頭)戸とした。残りの百戸を十戸ずつ十甲とし、それぞれに甲首戸を置いた。山西省の里甲(都甲)の機能について、『太原県志』第三卷田賦の項目には、「太原県には編戸を 51 都となり、その中で坊郭の 5 都、郷鎮の 46 都があったのである。また、毎都 10 甲毎甲総戸頭を設立して地糧を徴収する」と述べられている⁵⁹⁾。この都甲に関する内容が『太原県志』第三卷田賦の項目に収録されている事実にも、田賦を徴収するための都甲の性格を現している。以上のことから、清期の山西省農村社会に、本来地方官の行政範囲に属する徴税を住民に担当させる「里甲制」や「都甲制」が存在していたことがわかる。

ただ、山西省の里甲制(都甲制)を実施する過程において、里(都)の設置は、必ずしも画一的に編成されることはできなかった。中村治兵衛の研究によれば、一里がいくつの自然村から構成されているかを見ると、雍正年間朔州では三つの村を一里に編成された西莊里から最大111の村を一里に編成された右里までの幅があり、乾隆年間芮城县でも二つの村を一里に編成された東張里から四十の村を一里に編成された五均里に至り、また、道光年間陽曲では安生三都が大孟鎮、李家溝、張家溝三つの村からなるのに、河口都は河口鎮、石堂河など共71の村からできていたような例を挙げることがある⁶⁰⁾。

一つの里(都)を編成する村落数がこのように広い幅があることから、里甲制(都甲制)などの組織制度は混乱しており、村落数が多い里甲(都甲)の内部の連絡も難しくなることがわかる。つまり、清代山西省郷村の里甲制と都甲制は主に徴税と治安維持を目的に設置した制度である。徴税をするために、複数の村落を組み合わせた里甲(都甲)の場合、村と村の間に連帯関係が生まれず、里甲(都甲)を一つの政治単位として内部の公共事務を処理することができなかったと言える。換言すれば、里甲の間に自律的連帯を生じることとはきわめて困難であったと考えられる。

しかし、里甲制(都甲制)はなぜこのような限界を持つものになったのか。その理由は、山西省の自然村の実態にある。ここで、その村落と言われる山西省の自然村がどのようなものであったのかを検討していく。

山西省における多くの村落の名称は、程家村、李家社、楊家峪、白家溝などのように苗字に関係する名称をとるものがある。これらの村の名称から見れば、山西省の多くの村落が宗族を中心として、血縁関係によって形成された単姓村⁶¹⁾であったことは間違いない。しかし、山西省はモンゴルに隣接しており、歴史上たびたび戦禍に巻き込まれてきた。戦争の被害を避けるために、住民たちはたびたび移動した。それによって、単姓村の名前を持っていても、事実上の住民の構成から言えば、同じ苗字を持つ人々、つまり一宗族によって構成された村は少なかった。それについて、『中国農村慣行調査』第六巻の中に、山西省における三つの県の下の村落の家族制度に関する以下の調査があった⁶²⁾。

太谷県の家族制度：

同姓のみの部落(単姓村)があるか＝ない

普通一村の姓はいくつくらいか＝七、八姓が多い

介休県の家族制度：

大家族の家は＝四、五十人もの大家族は昔からない、せいぜい二十人くらい。これは
 県城、村を問わずある、県城十余戸、各村には一戸の割合、民国初年
 と変化なし

純同族部落はないか＝県下に一村もない

一、二姓の者が占める部落はないか＝概して数姓のものが多い

一姓の者が部落の過半数を占めているのはないか＝李家村その他五十村くらいは一
 姓が過半数を占めている、その
 一姓は概して同族

忻県の家族制度：

家族は何人くらいが普通か＝三人乃至八人

最も多いのは＝五十口者五十家有一、三十口者も稀となり

同姓で完全に一村をなしているものありや＝一村中同姓の多い村はあるが、異姓が混在するのを普通とする、完全な同姓部落はない、大部分同姓であっても祖を異にする同姓の場合が多い

例えば石家荘は石姓の同族部落ではないか＝初めはそうであったが現在では石家荘段姓多、段家荘石姓多というように反対現象にあるものが多い

以上の調査は1940年代に行うものであったが、「民国初年と変化なし」という注記から、清末民初において、山西省農村部では中国南方のような大宗族⁶³⁾が少なく、一村の中で同族の成員数も少なくなったことがわかる。事実上、調査された三つの県の中、「同姓のみの部落」は一村もなかった。山西省では村落の名称が血縁関係の結合の性格を現れているが、事実上雑姓村が多数を占めていた。つまり、雑姓村が多い山西省農村社会では中国南方の農村のような宗族の力もなく、本来血縁関係によって形成された村落も、清代になると、すでに複数の姓のものになっていた。そのため、ただ里甲制（都甲制）を利用し、農村社会をコントロールすることが極めて困難という状況が生じたのである。それは、また閻錫山が里一甲（都一甲）という二層構造を捨て、山西省の農村社会を「区一村一閭一隣」という四層構造の行政システムを再編した最も重要な原因となった。

4.2 伝統的自治システム「社」の崩壊

前述のように、里甲（都甲）は実際に多数の自然村によって構成されたものである。では、里甲制（都甲制）の下で、村の内部の公共事務がどのように処理されたのか。次に山西省の村落に存在した「社」という組織を検討していく。雑姓村が多い山西省では宗族の力が弱く、宗族は族員に経済的な援助ができなかった。そのため、村民たちは地縁組織を重視し、それに頼ることが多かった。光緒九年（1883年）山西省巡撫張之洞は、「晋省（山西省）では一つの村は一社となり、もし一つの村の中に2、3の公廟があれば、2、3社を一つの村とし、社には社首がいた。村民は社首の指揮に従う」と述べられている⁶⁴⁾。これらの記述から、清末において、山西省の村落には「廟社」もしくは「社」という結合が存在したことが窺える。

「社」は元朝時代における一つの行政組織であり、50戸を一つの社とする⁶⁵⁾。山西省はモンゴルに隣接しており、戦争の被害を避けるために、住民たちはたびたび移動し、異なる出身地や異なる血縁の人々による地域社会の再構成が繰り返された。それによって、山西省の地域社会基盤は極めて弱いものとなった。明清時代になると、山西省では同じ村落の人々が村の公廟の祭祀のため、自発的に「社」を再建したのである。この地縁組織である「社」は、公廟の管理、修築、廟会の開催、学校の運営、水の配分、道路の管理なども行った⁶⁶⁾。たとえば、『道光太原県志』の「風俗」の項目で「城郷における義会があり、義会の中の人々が自分の財の多少によって、お金を払って、地方の公事のために廟社を建設

する。このようなことは他の省にまったくない」と述べられている⁶⁷⁾。事実、社の内部に冠婚葬祭の際の親戚知人の援助、農繁期における労力・畜力の交換、生活困難の際の金銭・現物の貸し出しなど相互援助の事例は枚挙にいとまがない。

つまり、清代において、山西省の村落はすでに血縁的村落から「社」を通じて、地縁的村落に移行し、地縁的結合は人々が生計を営む上で重要なネットワークとなっていた。清代山西省で再建された社は、国家の行政組織の下位単位としてではなく、一種の伝統村落の自治組織と言える。このことは、中国の他の省と大きく異なる。つまり、清代に山西省の農村社会には徴税のための都甲と地方公益事業を行う社が並存する二重の構造が存在していた。これは清代山西省農村社会構造上の大きな特徴であった。そこで、「村制」を施行する時、閻錫山も本来山西省の自治の伝統を無視することができなかった。それらの既存集団にも頼り、行政を村内部で円滑に行うようにしたのである。これについて、閻錫山は「村制」に関するものを当時の大総統黎元洪に提出する際に以下のように述べている。

(山西省政府は)すべての村民の政治参加の能力を訓練することを欲するなら、村民会議を開設しなければならない。しかも山西省の郷村では、社という伝統組織があり、(社の内部の)事務が公開での協議により処理されていた。(「村制」を施行する時)その慣行が認められ、広められた。会議の章程については、村民自ら昔の慣行によって制定し、政府は法律によってこれを制限しない⁶⁸⁾。

このことから、山西省における「村制」の導入は閻錫山による日本の「近代」的制度の単純な模倣ではなく、山西省の伝統的習慣も重視せざるを得なかった結果であることが分かる。

一方で、社のリーダーは「社首」という。山西省農村社会の権力構造を見るうえで、社首としてどのような人が選ばれるのか、それを究明することは重要であろう。中国農村社会のエリートは、一般的には、紳士によって占められていた⁶⁹⁾。しかし、清代以来山西省の農村社会では、科挙功名や官僚経験を有する「紳士」が少なくなったため、山西省農村社会のエリートは従来の「紳士」だけではなく、商人も含まれるようになった。清代中期以降、社首もたいていこのような商人であった。

では、なぜ他の省と異なり、清代において山西省農村社会のエリートは商人に集中していたのか。その理由は山西省農村社会の経済構造にある。雍正二年(1724年)、山西省学政劉于義から雍正帝への上奏の中で、「山西省の人々は、名より利を重視する。優秀な子弟は、ほとんど商業に従事し、中級以下の人こそ科挙に参加する」と述べていた⁷⁰⁾。これに対して、雍正帝は「山西省では商人の社会的地位が一番高い、次は農、兵、儒である。これについて、私も了解した」と返事していた⁷¹⁾。このことから、清代において山西省社会では、商業を重視する習慣があったことがわかる。それによって、清代以前農業生産を中心としていた山西省社会は、商人階層の拡大に基づいて、二元的経済構造が形成された。これについて、当時農村にいる紳士劉大鵬も、『退想齋日記』の中で、「わが村では、農業を軽視し、草紙製造に従事する人は十分の八、九を占め、その十分の一、二は農業に従事する人であった」と記していた⁷²⁾。「晋商」と呼ばれる山西省商人の誕生と山西省農村社会との関

係は大きな課題であり、本論文の域を超えるものである。ここでは省略するが、要するに山西省農村社会のもう一つの特徴は、農、商が併存するという二元的経済構造が存在していたことである。

山西省の商人による自治は、多くの場合、彼らが自発的に行うものであり、事業に必要な資金も個人あるいは数人の有志者の寄付によるものであった。その典型は清朝時代の「晋商」を中心とした活動であった。一例を挙げると、山西商人喬氏一族は、商業を通じ、巨万の富を得、その後、自分の故郷で教育、慈善、水利、道路など地域のほとんどの公益事業を行った⁷³⁾。彼らは私財を投じて、道路の建設、公廟や書院の修築を行った。地方官も喬氏一族の協力なしには地方行政の実績をあげることができないほどであった。つまり、清代山西省の農村社会では、商人階層が権威と大きな影響力をもつ存在であった。

しかし、清末になると、清政府の「晋商」(山西省の商人)に対する搾取、外国との不平等条約による海外資本の流入、および清末に発生した自然災害、戦争などを原因に、山西省の商人は衰退してしまう。それについて、閻錫山は「致全省各県発表六政宣言」の中で、「山西省の民衆は極めて貧しい。貧困の原因は、商人の没落にある。山西省では、商業を重視し、農業を軽視する伝統があり、商業に従事する人は二十万人いる。商業による歳入は二千万以上ある。山西省商人による金融業は全国を牛耳った。しかし、義和団の乱と辛亥革命をきっかけに、山西省商人は没落し、本来財力がある人は貧しくなり、貧しい人はさらに困難な状況になってしまった」と述べていた⁷⁴⁾。つまり、山西省商人の衰退に伴い、商業を重視する山西省の農村社会の経済も崩壊してしまった。

一方、山西省商人の衰退を原因に、もともと商人を中心とする農村社会の自治事務もできなくなっていた。当時の紳士である劉大鵬は、彼の『退想齋日記』の中で、そのような状況についても記述していた。「近來、太谷県は救済のために義倉を設置していた。しかし、それを善事とした寄付をする財力がある商人は一人もいなかった。このことから、各商人はみんなけちな人であり、慈善心を有する人は一人もいなかった」⁷⁵⁾。つまり、清末になると、山西省商人の伝統的自治事務に対する無関心は、地域の人々の不満を引き起こし、山西省農村社会に対して商人も権威を失ってしまった。地方エリートである「晋商」はますます地域に対する関心が薄くなり、それに伴って商人を「社首」とする「社」という伝統的自治のシステムも完全に崩壊してしまった。

ところで、政治・経済ともに崩壊した山西省の農村社会は、徐々に政府と対抗する火薬庫になっていた。1902年から、清政府は義和団の賠償金⁷⁶⁾を償還するため、山西省の税収を拡大させ、もともと貧困になってきた山西省農村部の人々の負担をさらに増加させた。それによって、農村部の人々が山西省各地で相次いで蜂起していた⁷⁷⁾。このような衝突は、決して民国の樹立という政権交代によっては静まらなかった。1912年から、高平県、長治府、浮山県、渾元県、壺関県などの農村地域で相次いで蜂起が起こった⁷⁸⁾。このような状況下で、1917年に山西省の民政を握った閻錫山にとって、崩壊した農村社会を徹底的に救うことこそ最も重要かつ解決し難い問題となった。換言すれば、閻錫山は、自分の支配を維持するためには社会的な基盤が重要であることと理解していた。そこで、日本の自治模範村を視察した経験を持った閻錫山は、農村秩序を再建するため、当然明治日本の「町村制」を思い起こし、日本の「町村制」をモデルとした「村制」を通じて、山西省農村社会

を再建する最も重要な手段とした。

V おわりに

以上みてきたように、1917年から山西省の省長に就任した閻錫山は他の省と異なり、山西省に「村制」を導入した。「村制」の内容から見れば、村を自治の基本単位と位置付けた。しかし、事実上「村制」の下での村民「自治」は限られたものであった。閻錫山の狙いは、むしろ「自治」の名を借り、政府権力の真空地帯である農村社会をコントロールすることであった。閻錫山が「村制」を通じて、本来中国の県の下での「里一甲」という二層構造を「区一村一閭一隣」という四層構造に再編させたことは、実際に中国近代史上初めて行政権力を村に浸透させたことであると言える。

閻錫山が農村社会をこのような四層構造に再編した理由は、当然従来雑姓村が多い山西省農村社会に存在する「里甲制」による権力の浸透は大きな限界があるためであり、そして、伝統的な「社」という自治システムも崩壊したためであるが、そのきっかけは、北京政府による権力が制限されることに対する危惧であった。民政長である省長に就任する以前、彼の軍隊に対する指揮権も大きく制限されていた。軍閥としての閻錫山は中央政府の制限から自分の権力を固めるために、強力な軍事力を維持することが最も重要なのであると認識していた。そこで、兵員の増加を実現させるために、閻錫山が「村制」を通じて、人口が多い農村社会をより細密化・画一化したものに再編したのである。

他の地域出身の政治家と違って、閻錫山が村を「自治」の基本単位とした背景には、山西省農村社会に「社」という地縁的自治システムが存在していたという伝統も無視できないことも関係する。残念ながら地方エリートである商人の没落に伴って、この自治システムも崩壊してしまったが、権力を村に浸透させるため、「自治」の名を借り、本来「社」に属する村の内部事務を村に任せることは、山西省の最高指導者になってから間もない閻錫山にとって最善の選択であった。このことは、「村制」による「村」が行政機構と住民自治組織という二重の性格を持った原因となった。当時日本の「町村制」による町村には恰もこのような二重の性格を持ち、閻錫山に近代地方制度を導入するモデルを提供した。「町村制」をモデルとした「村制」の導入は、実にその後の山西省近代歴史のプロセスに大きな影響を与えた。民国の全期にわたって、一つの地域を完全に支配することができた軍閥はただ閻錫山一人しかいないことは、まさにその証明である。

(神戸大学国際文化学研究科博士後期課程)

注

1) 閻錫山は民国のほぼ全期にわたって、山西省を支配した軍閥である。彼は1904年7月に官費留学生として日本へ留学し、振武学校で学んだ。1906年に、弘前歩兵第三十一連隊での実習を経て日本陸軍士官学校に入り、日本で軍事学を学んだ。その際、山西省出身の留学生が他の省から来た留日学生に比べ、日本地方自治制度により大きな関心を持ち、その時閻錫山自身も日本の自治模範村に視察した。日本から帰国後、閻錫山は、山西省での蜂起を主導した。(『民国閻伯川先生錫山年譜』(一) 閻伯川先生紀念会、1988年)。

- 2) 閻錫山「呈大總統文」(1922年11月11日)『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010年、第3頁。筆者翻訳。
- 3) 山西省政協文史資料委員会編『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010年、第277頁。
- 4) 韓玲梅『閻錫山实用政治理念与村治思想研究』人民出版社、2006年。李德芳『民国鄉村自治問題研究』人民出版社、2001年を参照した。
- 5) 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院、2005年、第348頁。
- 6) 竜田豪「近代中国の国家と社会(一)―山西の村政にみる農村への権力浸透」『法学論叢』146巻1号、1999年、第19―39頁。「近代中国の国家と社会(二)―山西の村政にみる農村への権力浸透」『法学論叢』147巻6号、1999年、第84―101頁。
- 7) Philip A. Kuhn(江勇振訳)「閻錫山与政治現代化」『中華民國初期歴史研討会論文集』1984年、第403―415頁。
- 8) 中村治兵衛「清代山西の村と里甲制」『東洋史研究』26(3)、1967年、第308―331頁。
- 9) 「山西省試辦村区制相關文件」(1919年5月24日)『北洋政府档案』125内務部第五冊、第227-236頁。
- 10) 孟令梅・肖立輝「民国早期山西村治理論与实践」『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010年、第351頁。
- 11) 黄東蘭、前掲書、第326頁。
- 12) 山西省村政処編『山西村政彙編』第一冊、山西省村政処、1928年、第25頁。前掲「山西省試辦村区制相關文件」、第227頁。
- 13) 前掲「山西省試辦村区制相關文件」、第227頁。
- 14) 太谷県編集委員会『太谷県志』巻3、山西省人民出版社、1993年、第3―25頁。
- 15) 山西省政協文史資料委員会編、前掲書、第257頁。
- 16) 「山西県地方設区暫行条例」(1918年11月)『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010年、第108頁。
- 17) 閻錫山『閻伯川先生言論輯要』第一冊、太原綏靖公署主任弁公室、1937年、第78頁。
- 18) 山西省政協文史資料委員会編、前掲書、第257頁。
- 19) 「修正鄉村編制簡章」『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010年、第17頁。
- 20) 中村治兵衛「清代山西の村と里甲制」『東洋史研究』26(3)、1967年、第317頁。
- 21) 同注1。
- 22) 前掲『閻伯川先生言論輯要』、第78頁。
- 23) 上子秋生「第1期 近代地方行政の黎明期(1860―1880)『我が国の地方自治の成立・発展』第1期、2010年、第7頁。
- 24) 前掲「山西省試辦村区制相關文件」、第231頁。
- 25) 前掲「山西省試辦村区制相關文件」、第232頁。
- 26) 前掲「山西省試辦村区制相關文件」、第233頁。
- 27) 同注2。
- 28) 同注1。

- 29) 亀卦川浩『地方自治制度小史』勁草書房、1962、第 23 頁。
- 30) 上子秋生、前掲論文、第 7 頁。
- 31) 黄東蘭、前掲書、第 318 頁。
- 32) 黄東蘭、前掲書、第 253 頁。
- 33) 「城鎮郷地方自治章程」（1908 年）『籌備立憲档案』第 727 頁。
- 34) 「市郷自治法」『北洋政府档案』（1921 年）北京政府全宗、第 265 頁。
- 35) 孫文『孫中山全集』第三卷、中華書局、1981 年、第 345 頁。
- 36) 外務省調査部訳編『孫文全集』第六卷、第一公論社、1940 年、第 43 頁。
- 37) 『広西省建設綱領』広西省政府、1934 年を参照した。
- 38) 余項科「三十年代中国における国民形成の展開と挫折—梁漱溟と地方自治の一考察」『アジア研究』第 4 巻第 2 号、1998 年 3 月、第 32 頁。
- 39) 同注 2。
- 40) 山西省政協文史資料委員会編、前掲書、第 165 頁。
- 41) 江木翼編「田村又吉翁ノ略伝」『自治之模範』、三省堂、1906 年、501 頁。
- 42) これらのことは、すべて民国期山西省の村レベルの自治の内容である。山西省政協文史資料委員会編『民国早期山西村政史料選編』、2010 年、102、103、151、183 頁。
- 43) 山西省地方志弁公室編『民国山西史』山西人民出版社、2011 年、第 70 頁。
- 44) 同上書、第 86、87 頁。
- 45) 「閻錫山電胡漢民軍民分治窒碍難行」（1912 年 8 月 2 日）『閻錫山档案』第一冊、第 13 頁。
- 46) 閻錫山『治晋政務全書初編』第 1 卷、山西省公署、1928 年、第 16 頁。
- 47) 山西省政協文史資料委員会編、前掲書、第 103 頁。
- 48) 山西省政協文史資料委員会編、前掲書、第 254 頁。
- 49) 「李敏報告山西軍隊演變及其紛岐情形函」（1913 年 3 月 6 日）『中華民國史档案資料彙編』第三輯軍事（一）（上）、江蘇古籍出版社、1991 年、第 581 頁。
- 50) 「通令裁減行政經費限制兵額文」（1913 年 6 月）『袁大總統書牘彙編』第 2 卷政令、広益書局、1920 年、第 50 頁。
- 51) 前掲『民国山西史』、第 72 頁。
- 52) 山西省地方志弁公室編『近代山西政權機構概況』山西人民出版社、2014 年、第 77 頁。
- 53) 「復段祺瑞請早返駕視事電」（1917 年 3 月 5 日）『閻伯川先生要電録』閻伯川先生紀念会、1996 年、第 65 頁。
- 54) 閻伯川先生紀念会編『民国閻伯川先生錫山年譜』（一）、台湾商務印書館 1988 年、第 242 頁。
- 55) 前掲『民国山西史』、第 97 頁。
- 56) 閻錫山「軍国主義譚」（1915 年 5 月）『山西民初散記』山西人民出版社、2014 年、第 104 頁。
- 57) 前掲『民国山西史』、第 8、9 頁。
- 58) 雑姓村とは、複数の宗族が同居する村である。
- 59) 『太原県志』第三卷、道光六年刊本、成文出版社、1976 年、第 156 頁。

- 60) 中村治兵衛、前掲論文、第 323 頁。
- 61) 単姓村とは、村における成員のすべてが一族で、外姓人がいない村である。
- 62) 中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』第六卷、岩波書店、1958 年、第 50、53、56 頁。
- 63) 民国以前中国南方の農村社会は、主に宗族を中心として成立したものである。（上田信『伝統中国（盆地）（宗族）にみる明清時代』講談社、1995 年。）
- 64) 張之洞「晋撫張之洞疏陳晋省通行保甲並請飭部定就地正法章程」『張文襄公全集』第 6 卷、台湾文海出版社、1980 年、第 638、639 頁。
- 65) 杜正貞『村社伝統と明清紳士—山西澤州郷土社会的制度変遷』上海辞書出版社、2007 年、第 11 頁。
- 66) 同上書、第 217 頁。
- 67) 『太原県志』道光六年刊本、成文出版社、1976 年、第 165 頁。
- 68) 閻錫山「呈大總統文」（1922 年 11 月 11 日）『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会、2010 年、第 3 頁。筆者翻訳。
- 69) 費孝通「論紳士」『皇権与紳権』天津人民出版社、1988 年を参照した。
- 70) 劉于義「山西学政劉于義奏陳考試代州等地密訪諸事折」『雍正朝漢文硃批奏折彙編』第三冊、江蘇古籍出版社、1989 年、第 25 頁。
- 71) 同前。
- 72) 劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社、1990 年、第 26 頁。
- 73) 穆雯瑛『晋商史料研究』山西人民出版社、2001 年、第 434—439 頁。
- 74) 前掲『民国閻伯川先生錫山年譜』、第 242 頁。
- 75) 劉大鵬、前掲書、第 87 頁。
- 76) 1901 年、清政府は列強と義和団の乱の事後処理に関する「北京議定書」を調印した。清朝は賠償金として 4 億 5000 万両を銀で列国に支払う。
- 77) 郭裕懷『山西社会大観』上海書店出版社、1999 年、第 353—367 頁。
- 78) 同前。

参考文献

日本語

- 上田信『伝統中国（盆地）（宗族）にみる明清時代』講談社（東京）、1995 年。
- 江木翼編『自治之模範』三省堂（東京）、1906 年
- 大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店（東京）、1994 年。
- 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会（東京）、1990 年。
- 大石嘉一郎『近代日本地方自治の歩み』大月書店（東京）、2007 年。
- 上子秋生「第 1 期 近代地方行政の黎明期（1860—1880）『我が国の地方自治の成立・発展』第 1 期、2010 年、第 1—20 頁。
- 亀卦川浩『地方自治制度小史』勁草書房（東京）、1962 年。
- 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院（東京）、2005 年。
- 外務省調査部訳編『孫文全集』第六卷、第一公論社（東京）、1940 年。

竜田豪「近代中国の国家と社会(一)―山西の村政にみる農村への権力浸透」『法学論叢』146巻1号、1999年、第19―39頁。

竜田豪「近代中国の国家と社会(二)―山西の村政にみる農村への権力浸透」『法学論叢』147巻6号、1999年、第84―101頁。

曾田三郎『中国近代化過程の指導者たち』東方書店(東京)、1997年。

中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』第六巻、岩波書店(東京)、1958年。

中村治兵衛「清代山西の村と里甲制」東洋史研究26(3)、1967年。

山田公平『近代日本の国民国家と地方自治』名古屋大学出版会(名古屋)、1991年。

余項科「三十年代中国における国民形成の展開と挫折―梁漱溟と地方自治―考察」『アジア研究』第44巻第二号、1998年3月、第31―70頁。

中国語

成文出版社編『太原県志』道光六年刊本、成文出版社(台北)、1976年。

杜正貞『村社伝統与明清紳士―山西澤州郷土社会的制度変遷』上海辞書出版社(上海)、2007年。

費孝通『皇権与紳権』天津人民出版社(天津)、1988年。

郭裕懷『山西社会大観』上海書店出版社(上海)、1999年。

韓玲梅『閻錫山实用政治理念与村治思想研究』人民出版社(北京)、2006年。

李茂盛『閻錫山大伝』山西人民出版社(太原)、2010年。

李德芳『民国郷村自治問題研究』人民出版社(北京)、2001年。

劉大鵬『退想齋日記』山西人民出版社(太原)、1990年。

孟令梅『民国初期山西村治評述』山西省社会科学院(太原)、2001年。

穆雲瑛『晋商史料研究』山西人民出版社(太原)、2001年。

Philip A. Kuhn(江勇振訳)「閻錫山与政治現代化」『中華民國初期歴史研討会論文集』1984年、第403―415頁。

孫文『孫中山全集』中華書局(北京)、1981年。

山西省地方志弁公室編『近代山西政権機構概況』山西人民出版社(太原)、2014年。

山西省地方志弁公室編『山西民初散記』山西人民出版社(太原)、2014年。

山西省地方志弁公室編『民国山西史』山西人民出版社(太原)、2011年。

山西省村政処編『山西村政彙編』山西省村政処(太原)、1928年。

山西省政協文史資料委員会編『民国早期山西村政史料選編』山西省政協文史資料委員会(太原)、2010年。

太谷県編集委員会『太谷県志』山西省人民出版社(太原)、1993年。

閻伯川先生紀念会編『民国閻伯川先生錫山年譜』台湾商務印書館(台北)、1988年。

閻伯川先生紀念会編『閻伯川先生要電録』台湾商務印書館(台北)、1996年。

閻錫山『閻伯川先生言論輯要』太原綏靖公署主任弁公室(太原)、1937年。

閻錫山『治晋政務全書初編』山西省公署(太原)、1928年。

張之洞『張文襄公全集』台湾文海出版社(台北)、1980年。

中国第一歴史档案馆編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』江蘇古籍出版社(南京)、1989年。

中国第二歴史档案馆編『中華民國史档案資料彙編』江蘇古籍出版社(南京)、1991年。

参照資料

広西省档案館蔵『広西省建設綱領』

山西省档案館蔵『閻錫山档案』

中国第一歴史档案館蔵『籌備立憲档案』

中国第二歴史档案館蔵『北洋政府档案』